家畜保健衛生所情報

令和８年11月12日

今シーズン初、京都府の家きん農場にて高病原性鳥インフルエンザが発生！！

11 月 12 日に、京都府の家きん農場において、今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

■農場の概要

	確認日	所在地	飼養状況
1 例目	11 月 12 日	京都府亀岡市	採卵鶏（約 20 万羽）

■R８年度国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

下図のとおり、11 月２日に回収された死亡野鳥や環境試料（水）からＨ５亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認事例が３例発生し、農場への侵入リスクが非常に高まっている中での、今シーズン初の家きん農場での発生となりました。

○野鳥　1道2県3事例

	検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1	秋田県由利本荘市	11/2	ハシブトガラス	HPAI	H5
2	北海道音更町	11/2	オオハクチョウ	HPAI	H5
3	鹿児島県出水市	11/2	環境試料(水)	HPAI	H5

HPAI：高病原性鳥インフルエンザ
LPAI：低病原性鳥インフルエンザ

○家きん　1 府 1 事例

	地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)
1	京都府亀岡市	11/12	採卵鶏	20 万羽

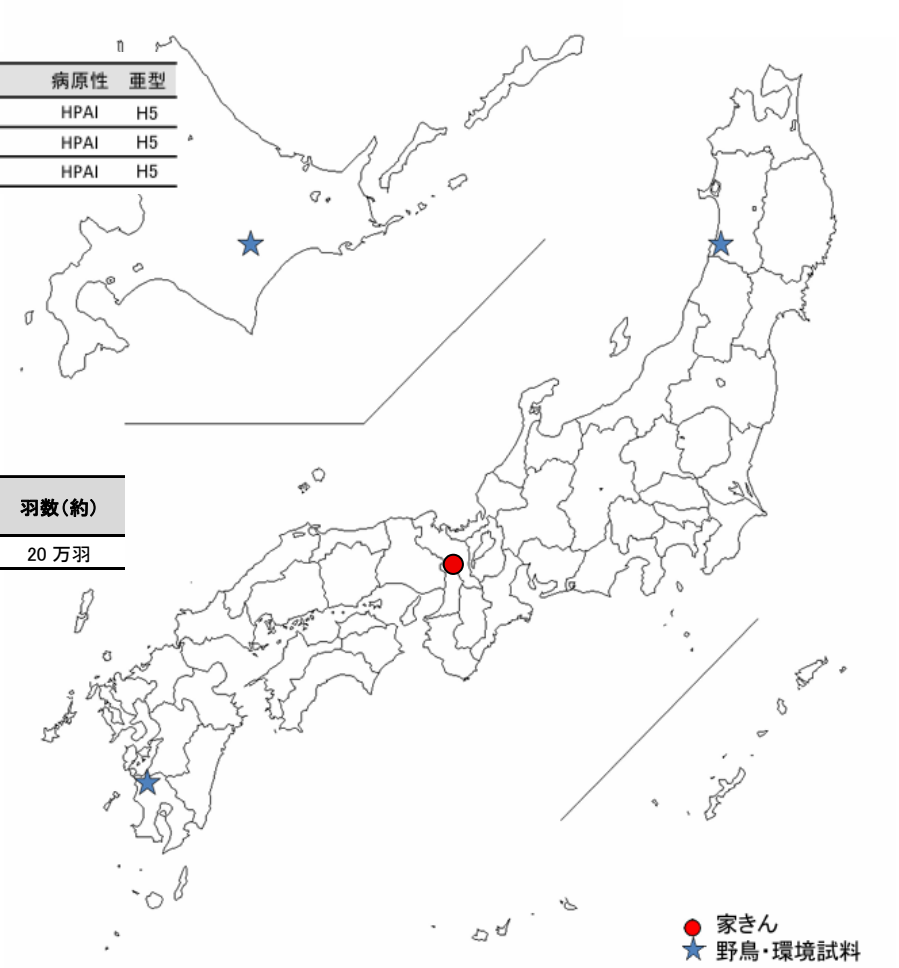

～府内家きん農家の皆様へのお願い～

飼養衛生管理基準の遵守及び下記ポイントなど参考に
改めて防疫対策の徹底をよろしくお願いします。

- ▶ 飼養家きんの健康観察を行い、異常家きんの有無を確認
- ▶ 異常家きん発見時には家畜保健衛生所へ早期通報
  (下記写真参照)
- ▶ ウイルス侵入防止の徹底を図る
  - ・家きん舎出入口での消毒
  - ・防鳥ネットの再確認（点検及び補修）
  - ・家きん舎周囲へ消石灰を散布
- ▶ 発生国の家きん農場等関連施設への訪問は控える

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】





過去 21 日間の平均死亡率の２倍を超える死亡があった場合には、
家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、下記の各ホームページ（QR コード参照）に掲載されていますので、ご確認ください。

＜農林水産省＞　＜環境省＞　＜京都府＞

＊＊

大阪府家畜保健衛生所　〒598-0048　泉佐野市りんくう往来北 1-59
TEL：072-458-1151　　FAX：072-458-1152

＊＊